

## 函館市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、函館市保育所等業務効率化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 補助金の交付は、市内の保育所および幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」と総称する。）において、保育士の業務負担の軽減に資する機能を有する保育業務支援システムの導入によるICT化に要する費用の一部を補助することにより、保育士の業務負担の軽減および保育の質の向上を図り、もってすべての子どもを安心して育てることができる環境の整備を行うことを目的とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象とする経費は、保育所等が保育士の業務負担を軽減するため、以下の各号に掲げる全ての機能を有するシステムを導入するために要した初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）のうち市長が適切と認める経費とする。なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

- (1) 保育に関する計画・記録に関する機能
- (2) 園児の登園および降園の管理に関する機能
- (3) 保護者との連絡に関する機能

### (補助対象事業の要件等)

第4条 補助対象事業は、当該年度内に導入を完了し、かつ、支払いを完了する事業とし、前年度以前に本補助金を受けた施設は補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に定める経費の4分の3（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、保育所等1箇所あたり75万円を上限とする。

(補助金の交付申請に係る添付書類)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期間内に、申請書を提出しなければならない。

2 補助金の交付申請に係る添付書類は規則第7条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 保育業務支援システム等導入実施計画書（別記第1号様式）

(2) 第3条第1号に定める経費の見積書

(3) 第3条第1号に定める経費の見積書の内訳明細書

(4) 保育業務支援システムが有する機能について、詳細に確認できる資料

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

2 補助事業の実績報告に係る添付書類は規則第17条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 導入された保育業務支援システムの仕様が確認できる資料

(2) 納品書

(維持管理)

第8条 補助対象者は、保育業務支援システムの導入を完了した日から少なくとも5年間は、当該保育業務支援システムを適切に維持管理しなければならない。

(交付の条件)

第9条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産およびその従物ならびに補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適化法施行

令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

3 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(仕入控除税額の報告等)

第10条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合も含む、)は、別記第2号様式の報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。また、報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることを確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

保育業務支援システム等導入実施計画書

年 月 日

函館市長 様

所在地

申請者 施設の名称

代表者氏名

施設名		
住所	〒 - 函館市	電話 ( ) -
保育業務支援システム等の導入に要する費用	円 ※内訳等については別添見積書のとおり	
システム等を販売する事業者からの支援体制		

別記第2号様式（第10条関係）

年 月 日

函館市長 様

住所

補助事業者 法人名

代表者名

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 函 指令交付決定を受けた 年度 函  
館市保育所等業務効率化推進事業費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告します。

1 施設の種類および名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額または事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

3の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）